



発行：小網代ヨットクラブ
〒238-0225
神奈川県三浦市三崎町小網代 1385-18
編集：広報委員会
編集長：里吉美恵子
連絡先：office@koaziroyc.jp

小網代通信

2022年 2月号 VOL-284

今月の内容

- | | | |
|--------------------------------------|---------------------|------|
| ・連絡事項 | 編集委員 | 1ページ |
| ・「ライフジャケット着用違反に罰則適用」と「大谷正彦氏功績賞受賞」記事」 | | |
| | 三浦外洋セーリングクラブ web より | 2ページ |
| ・「複数艇が絡んだケースのプロテスト」 | 五十嵐 光 (ルール委員長) | 3ページ |

連絡事項 (編集委員)

1. < イベント報告と予定 >

- ・1月16日(日) KFR(1月)中止・・・新型コロナ感染者急増のなか、感染予防の観点から中止
- ・2月16日(水) 小網代ヨットクラブ定時総会(基金総会) Webでの開催 19:00～
同日 小網代フリート総会を 18:30～開催
- ・2月20日(日) KFR(2月)予定 (湘南レースとの合同レースの予定)

2. < ライフジャケット着用違反に罰則適用と JSAF 定期表彰に「KELONIA」大谷正彦氏功績賞受賞 > 三浦外洋セーリングからの情報を2ページに記載させていただきます。

2018年から制度化されたライフジャケットの着用義務について、本年2月1日から罰則規定が適用されることになりました。違反すると、小型船舶操縦者(船長)に違反点数2点が付され、再教育講習を受講しなければならなくなりました。また、1月29日に受賞が発表されました大谷正彦氏の功績賞の記事も掲載していますので、是非ご覧ください。

3. < 2022年になっても続くコロナ禍 >

新型コロナウイルス感染症の変異株オミクロン株が新たに確認され、急激な感染拡大により全国に「まん延防止等重点措置」の発出が続いています。クラブハウス入室の際は、引き続きマスクの着用、手指消毒、手洗い用のペーパータオル以外のゴミの持ち帰りの励行をお願いいたします。そんな状況が続く中の1月9日、総務委員会有志メンバーによりクラブハウス内の荷物や周辺の整備を行いました。階段下倉庫内部の清掃と外部倉庫への移動などを行い、活動が再開できるようになりました際に使用し易いように整備しました。その折、2階サロンで使用していました木製の椅子は、留め具部分の劣化がひどい物だけを処分し、残りました3脚については、写真のように漁協冷凍倉庫前に移動、住民の方も一休みできる椅子として提供させていただきました。



【小網代ヨットクラブウェブサイト情報】 URL <http://koaziroyc.jp>

【次回予定 総務委員会 2月21日(月)20:00～ web 会議開催予定】

「ライフジャケット着用違反に罰則適用」と「大谷正彦氏功績賞受賞」記事

■情報元■

三浦外洋セーリングクラブのホームページより情報を共有します。

●2022年2月1日よりライフジャケットを着用させなかった船長には、違反点数が付されます。

・ライフジャケットの着用が2018年2月1日から全面義務化されました。

2022年2月1日より乗船者にライフジャケットを着用させなかった船長には、違反点数2点が付され、再教育講習を受講しなければいけなくなりますのでご注意ください。

・国の安全基準に適合(桜マーク)したライフジャケットを着用する必要があります。

ただし、

国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレース等の競技中は適用除外となります。

※競技と同等の安全措置を講じて行う練習も適用除外となります。

※ヨットを競技・練習以外に使用する場合は適用除外になりません。

詳しくは、国土交通省のWebでご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

●2021年度JSAF定期表彰 大谷正彦様 功績賞受賞のお知らせ

2022年1月29日（公財）日本セーリング連盟 全国加盟団体代表者会議の席に於いて、2021年度JSAF定期表彰が発表され、三浦外洋セーリングクラブ顧問 大谷正彦様が功績賞を受賞されました。謹んでお祝い申し上げます。

大谷様は、1956年東北大学ヨット部を皮切りにセーリングの世界へ入り、1967年以降(社)日本外洋帆走協会(NORC)の役員を歴任され、1999年NORC 三浦支部・支部長、JSAF 外洋三浦支部・支部長、三浦外洋セーリングクラブ初代会長を務められ、現在の三浦外洋セーリングクラブの基礎を築かれました。現在も小網代ヨットクラブ所属KELONIAのオーナー・スキッパーとして活動されています。

▼編集子コメント▼

小網代ヨットクラブでも多大なご功績をあげられています。

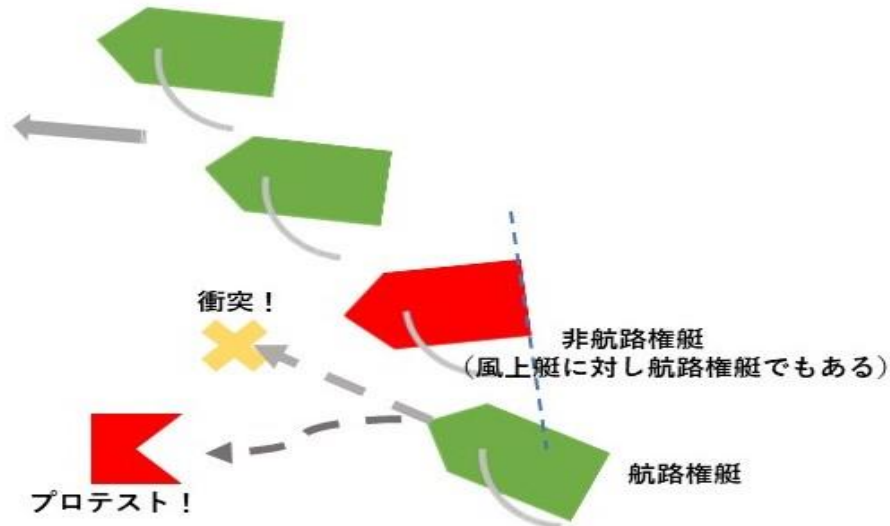
大谷正彦様 功績賞受賞おめでとうございます。

複数艇が絡んだケースのプロテスト

ルール委員長 五十嵐 光

第二回目で「接触の回避」(規則14)について記載しましたがなんとなくお分かり頂けたでしょうか？

第二回目では以下のような例を示しましたが、今回は複数艇が関わった際のプロテストについて少しお話し致します。



例えば上記のような状況の場合:

- 一番風下の航路権艇は、その上の非航路権艇が避けない、或いは避けられないと思われた際は避行操作を行い、直ぐ風上の艇に規則11違反でプロテストを行って下さい。
- この非航路権艇は更にその風上の艇が避けない、或いは上記の様に避けられない場合、その風上の艇に規則11違反でプロテストを行って下さい。
又、風下の航路権艇が衝突を避ける動作を行わずに接触した場合、規則14違反で風下の航路権艇にもプロテストを行って下さい。
このような場合、この非航路権艇は2つのプロテストを行う事に成ります。
- この非航路権艇からプロテストを受けた風上から二番目の艇は、更にその(一番)風上の艇が避けない場合、一番風上の艇に規則11違反でプロテストを行います。
- このような状況で真ん中の2艇は、それぞれの風上の艇が常識的に避行動作を行えないような場合、プロテストに対し審問の結果免罪され得ます。

以上のように複数艇が関わる場合、プロテストはあくまでも1対1となり、又、ケース毎に1件となります。